

新規利用者及び紹介者の利用負担金内規

(令和元年7月30日拠点マネージャー裁定制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点（以下「ハブ拠点」という。）の新規利用者及び紹介者に対する装置等（京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点の利用に係る負担金に関する内規（以下「利用負担金内規」という。）の別表第1に定める微細加工装置群（別表第1のAからC）の装置等に限る。以下同じ。）の利用負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(新規利用者の要件)

第2条 新規利用者とは、当該利用に係る申請時点の利用責任者（京都大学学際融合教育研究推進センターナノテクノロジーハブ拠点利用内規（以下「利用内規」という。）第7条第7項に定めるものをいう。以下同じ。）であって、初めて利用内規第6条の利用形態によりハブ拠点を利用するものをいう。

(新規利用者の利用負担金の額)

第3条 新規利用者の装置等の利用負担金の額（以下「新規利用負担金」という）は、当該新規利用者の利用内規第5条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第3条及び第9条により算出した利用負担金の額（以下「標準利用負担金」という。）の3分の2に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 新規利用負担金は、新規利用者が利用内規第7条第1項に基づき初めて申請を行った利用期間（以下「新規利用期間」という。）に限り適用し、当該新規利用者が、再度利用内規第7条第1項に定める利用に関する申請を行った場合には適用しない。

3 新規利用負担金は、新規利用者が初めて許可を受けた日から6か月以内（以下「新規利用期間」という。）に限り適用する。

4 新規利用負担金の累積額が、利用負担金内規別表第2左欄に定める利用者の種別に応じて同表右欄に定める額（以下「負担上限額」という。）を超えた場合、当該新規利用者に対し、当該超えた額の負担は求めないものとする。

5 新規利用者は、利用を許可されたテーマごとに負担上限額をあらかじめ納付しておくことにより、当該利用を許可された期間中は、新規利用負担金を都度納付することなく、当該テーマにおいて装置等を利用することができる。この場合において、当該テーマの使用実績に応じた新規利用負担金の累積額が負担上限額を下回っても、一旦納付された負担上限額との差額は返還しない。

(紹介者の要件)

第4条 紹介者とは、新規利用者に対してハブ拠点利用を誘引した既存の利用責任者であって、当該新規利用者の別表第1左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる要件を満たすものをいう。

(紹介者の利用負担金の額)

第5条 紹介者の装置等の利用負担金の月額、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該紹介者が紹介した新規利用者の新規利用期間であって、かつ、当該紹介者が紹介した新規利用者の新規利用負担金の累積額が当該新規利用者の負担上限額に達するまでの期間（ただし、当該紹介者が新規利用者でもある場合にあっては、自身の新規利用者としての新規利用期間を除く。）

当該紹介者の利用内規第5条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第3条及び第9条により算出したその月の利用負担金の総額から、当該紹介者が紹介した新規利用者の前月の標準利用負担金の総額の2分の1に相当する額を減額した額

(2) 当該紹介者が新規利用者でもある場合の、自身の新規利用者としての新規利用期間 第3条により算出したその月の新規利用者としての装置等の利用負担金の総額

(3) 前2号以外の期間 当該紹介者の利用内規第5条各号に掲げる区分に応じ利用負担金内規第3条及び第9条により算出したその月の装置等の利用負担金の総額

2 紹介者の装置等の利用負担金の累積額が、当該紹介者の負担上限額を超えた場合、当該紹介者に対し、当該超えた額の負担は求めないものとする。

3 紹介者は、利用を許可されたテーマごとに負担上限額をあらかじめ納付しておくことにより、当該利用を許可された期間中は、装置等の利用負担金を都度納付することなく、当該テーマにおいて装置等を利用することができる。この場合において、当該テーマの使用実績に応じた利用負担金の累積額が負担上限額を下回っても、一旦納付された負担上限額との差額は返還しない。

(内規の変更)

第6条 拠点マネージャーは、次の各号に掲げる場合には、利用責任者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) この内規の変更が、利用責任者の一般の利益に適合するとき。

(2) この内規の変更が、利用内規第2条の目的及びハブ拠点の利用目的に反せず、かつ、ハブ拠点管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたっては、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びに変更の効力発生日を、当該効力発生日までに相当な期間においてハブ拠点ホームページに掲示し、又は利用責任者に電子メールで通知するものとする。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 紹介者の要件（新規利用者と紹介者の関係）

新規利用者の区分	要件
利用内規第5条第1項第1号（大学の教職員及び学生）及び第2号（学術研究を目的とする機関に所属し、研究に従事する者）に掲げる者	原則として、同一研究室等に属さない者
利用内規第5条第1項第4号（その他、運営責任者が特に必要と認めた者）に掲げる者	上記に準じる
利用内規第5条第1項第3号（企業等に所属し、研究開発に従事する者）に掲げる者	原則として、同一企業等に属さない者（ただし、同一企業等の場合であっても、事業場が異なる場合は異なる企業等とみなす。）